

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休日には、その日)

## 鳥取県告示第三百九十九号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動に関する法律(昭和四十八年法律第百九号)第三条第二項の規定により告示する。

平成十年五月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称	届出に係る建物の名称	届出に係る建物の所在地
株式会社ヤマダ電機	ヤマダ電機テックランド鳥取店	鳥取市古海六七八一一ほか

## 鳥取県告示第三百九十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業(県営手取川流域総合整備事業大淀地区農業用排水及び農道整備)に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十年五月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成十年五月二十七日から二十日間

目	次
◇告示 大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示(経営流通課)	
県営土地改良事業計画の決定(農村整備課)	
土地改良事業の認可(〃)	
国土調査の指定(〃)	
木材業者及び製材業者の登録(林務課)	
保安林の指定予定(森林保全課)	
養殖共済に係る単位漁場区域の設定(水産課)	
◇教委告示 定例教育委員会の招集(総務課)	
◇内水面漁あゆの採捕の禁止	
管委告示	
◇公 告 土地収用法による審理の開始(管理課)	
◇調達公告 隨意契約の相手方の決定(秘書課)	
公募型指名競争入札の実施(農政課)	

平成10年5月26日 火曜日

## 三 縦覧に供する場所

淀江町役場及び大山町役場

## 四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てねり。

平成10年5月11日

## 鳥取県告示第三百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業大内地区農道整備）を平成十年五月一十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成十年五月一十日

鳥取県知事 西 尾 四 次

## 鳥取県告示第三百九十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第二百八十号）第六条第二項の規定に基いて、次の調査を平成十年五月一十六日に国土調査として指定したので、同条第五項の規定によつて告示する。

平成十年五月一十六日

鳥取県知事 西 尾 四 次

調査を行う者	調査地域	調査期間	調査面積
米子市	米子市富益町の一部	平成十年十一月一日から平成十二年三月三十一日まで	(平方キロメートル) ○・一四

## 鳥取県告示第三百九十四号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十一月鳥取県条例第二百四号）第六条第一項の規定に基いて、次のとおり木材業者及び製材業者を登録したので、同条第二項の規定によつて告示する。

1 木材業者

登録番号	登録年月日	住所又は所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名
八木 第45号	平成9年5月2日	八頭郡若桜町大字若桜1253-1	中村洋一
八木 第46号	平成10年1月12日	八頭郡佐治村大字番谷131	岡村一穎
八木 第1号	平成10年4月1日	八頭郡若桜町大字若桜1122-1	有限会社瀬戸商店 瀬戸和由
八木 第2号	"	八頭郡佐治村大字毛際594	光良儀
八木 第3号	"	八頭郡智頭町大字埴原355-1	宮坂隆明
八木 第4号	"	八頭郡智頭町大字智頭1539-21	白間林業 白間友彦
八木 第5号	"	八頭郡智頭町大字郡家163-10	株式会社鳥取林業サービス 野瀬俊作 山根英明
倉木 第1号	"	東伯郡三朝町大字森585-7	前田公之
倉木 第2号	"	倉吉市堺町三丁目68	有限会社平成企業 米原淳
米木 第1号	"	西伯郡名和町大字加茂1067-1	有限会社名和林産 代表取締役 荒松廣志
米木 第2号	"	西伯郡岸本町大殿1365-21	印牧勇
米木 第3号	"	西伯郡岸本町丸山1469	松田俊夫
米木 第4号	"	米子市吉岡33	玉子織株式会社 大坂吉子営業所長 山下薰
米木 第5号	平成10年4月15日	西伯郡大原町大字下安井291	植田茂
日本 第1号	平成10年4月1日	日野郡江府町大字下安井291	横田弘己
日本 第2号	"	日野郡日南町神福406	増田利夫
日本 第3号	"	日野郡日野町黒坂1169-1	有限会社シコウ産業 代表取締役 世苗彦男
日本 第4号	"	日野郡溝口町三部612	米原喜久重

## 2 製材業者

登録番号	登録年月日	住所又は所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名
八製 第1号	平成10年4月1日	八頭郡智頭町大字智頭2694	協同組合 智頭製材工業 理事長 山根修
八製 第2号	"	八頭郡若桜町大字若桜344-1	若桜木材協同組合 代表理事 中尾悦三
米製 第1号	"	境港市外江町3666	平成林株式会社 境港支社 専務取締役境港支社長 文行英男
米製 第2号	平成10年4月15日	西伯郡会見町天万946-4	植田茂
日製 第1号	平成10年4月1日	日野郡日南町神福1318	伊藤武

## 鳥取県告示第三百九十五号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第一百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十年五月一十六日

鳥取県知事 西 尾 郁 次

## 一 保安林予定森林の所在場所

鳥取市河内字大吹一四六一の三六（次の図に示す部分に限る。）

## 二 指定の目的

公衆の保健

## 三 指定施業要件

## 1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 鳥取県告示第三百九十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第一百十八条第二項の規定に基づき、養殖共済に係る同項に規定する単位漁場区域を次のとおり定めたので、漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）第十六条第二項において準用する同令第八条第三項の規定により告示する。

平成十年五月一十六日

鳥取県知事 西 尾 郁 次

## 一 小割り式一年魚はまち養殖業

## 1 加入区の名称

境港加入区

## 2 単位漁場区域

免許番号第一号漁業権の漁場の区域

## 一 小割り式一年魚はまち養殖業

## 1 加入区の名称

境港加入区

## 2 単位漁場区域

免許番号第一号漁業権の漁場の区域

## 三 小割り式さんさけ養殖業

## 1 加入区の名称

境港加入区  
単位漁場区域

免許番号第一号漁業権の漁場の区域

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第百三十条第四項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次とおり禁止する。

平成十年五月二十六日

## 教育委員会告示

### 鳥取県教育委員会告示第十二号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成十年五月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田

端

一日時 平成十年五月二十八日（木）午後一時

二場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室

### 三 議題

1 鳥取県就学指導委員会委員の任免について

2 その他

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第二号

## 内水面漁場管理委員会告示

採捕を禁止する河川	禁止する漁法	禁止する期間
一千代川水系に係る河川（八頭郡若桜町大字若桜における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流の区域、八頭郡智頭町大字市瀬における中國電力株式会社設置の新市瀬橋上流端から上流の区域及び八頭郡用瀬町大字古用瀬における梅ヶ瀬橋上流端から上流の区域に限る。）	さお釣（引懸（ゾロ））	平成十年六月一日から同年四月十四日まで
二 千代川水系に係る河川（一に定める区域を除く。）	さお釣（引懸（ゾロ））	平成十年六月一日から同年四月三十日まで
三 天神川水系に係る河川	平成十年六月一日から同年七月一日まで	平成十年六月一日から同年七月一日まで
四 日野川水系に係る河川	投網	平成十年六月一日から同年七月一日正午まで
	投網	年七月一日正午まで

平成10年5月26日 火曜日

## 報公県取鳥

公

告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成10年5月26日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

- 1 期日 平成10年6月23日（午前11時30分）
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎第27会議室
- 3 件名 一般国道180号改築工事（米子バイパス・米子市陰田町地内から同市新山地内まで）

平成10年5月26日

調達公告

鳥取県知事 西 尾 邑 次

隨意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

- (1) 調達件名及び数量 新聞紙面への県政広報に関する記事の掲載一式
- (2) 契約方式 隨意契約
- (3) 契約日 平成10年4月1日
- (4) 契約者の氏名及び住所 株式会社新日本海新聞社
- (5) 契約価格 37,254,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (6) 隨意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当

平成10年5月26日

平成10年5月26日 火曜日

鳥取県  
公 告

(7) 裁判事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県総務部秘書課広報室

鳥取市東町一丁目220

排水施設	1, 500 m
法面保護・舗装工事延長	997 m
法面保護	9, 500 m <sup>2</sup>
舗装	4, 800 m <sup>2</sup>

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成10年5月26日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

2 技術資料等の提出ができる者  
技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

## (1) 共同企業体に関する条件

ア 本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による

イ 共同企業体は、県内に本店を有する者2名による自主結成とする。

ウ 各構成員の出資比率は、40パーセント以上とする。

エ 代表者は、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合はどちらでもよいものとする。

オ 共同企業体の構成員は、本件入札において他の共同企業体の構成員となることができない。

## (2) 共同企業体の構成員の資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3号第6項に規定する特定建設業（土木一式工事）の許可を受けていること。

ウ 鳥取県の平成10年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、一般土木工事のA級に係るものを有すること。

エ 平成10年5月26日（火）から同年6月30日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けて

幅員	4. 0 m
土工事延長	807 m
切土	24, 000 m <sup>3</sup>
盛土	3, 000 m <sup>3</sup>
補強土壁	1, 500 m <sup>2</sup>
ブロック積	1, 800 m <sup>2</sup>

## 報 告 会 場

いないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成8年10月1日から平成9年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果における土木一式工事の総合評点が930点以上であること。

イ 昭和63年度以降に工事が完成し引渡しが完了している林道開設工事、農道工事、

県道改良工事等で幅員4.0m以上かつ切土量10,000m<sup>3</sup>以上のもの及び補強土壁の工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

ウ 本件工事の施工期間において、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 昭和63年度以降において同種工事の現場経験を有する者であること。

(イ) 主任技術者にあっては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する土木施工管理（一級）の検定の合格証明書の交付を受けている者であること。

(ウ) 監理技術者にあっては、土木一式工事について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、次により技術資料等を提出するものとする。

ア 提出期間及び時間並びに提出場所

(1)に同じ

イ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県農林水産部農政課総務係（電話番号0857-26-7331）とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があつても指名されるとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成10年5月26日（火）から同年6月11日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 總務課農政課（県庁本庁舎4階）